



FINANCIAL SERVICES AGENCY
GOVERNMENT OF JAPAN

3-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8967 Japan

平成29年2月12日

イラン・イスラム共和国中央銀行
Kamarei 局長
(銀行監督担当)
Arjmandnejad 局長
(銀行免許・マネロン担当)
Mirdamad Blvd., No. 198, テヘラン
イラン・イスラム共和国
15496-33111

金融庁とイラン・イスラム共和国中央銀行間の銀行監督分野の協力に関する交換書簡

日本国金融庁（以下、「金融庁」という）は、金融庁とイラン・イスラム共和国中央銀行（以下、「CBI」という）間（なお、金融庁とCBIをあわせて以下、「両当局」という）で、銀行監督分野における二国間の連携を促進し、監督上の情報や銀行規制について情報共有するための共通の枠組みを設置することに相互に関心を有し、それを意図しているものと認識する。これは、効果的な連結ベースの監督（現地法人や支店等の監督を含む）や両国における銀行の安全かつ健全な機能の発揮に係るそれぞれの任務の遂行における円滑な協力を目的としている。

この点、日本及びCBIのそれぞれの法令及び規則に従い、CBIと相互に有益な方法により協力強化を図るという金融庁の意図を、本書簡において確認する。本書簡は、金融庁の意図を表明するものであって、両当局において、何らかの法的拘束力ある義務を負わせるものではない。また、本書簡は、両国の法令に定められた金融庁又はCBIの権限に影響を与えるものではない。

定義

1. 本書簡の目的のため、以下の定義を適用する。

a. 当局

「当局」とは、金融庁又はCBIを意味する。

b. 銀行

日本において、「銀行」とは、銀行法（昭和56年6月1日法律第59号）に基づき、内閣総理大臣により免許を付与された機関を意味する。

イランにおいては、イランの法令や規則に基づき、免許付与や銀行監督の対象となるような銀行業を行う法人。

- c. 現地法人や支店等
両当局の合意により、連結ベースの監督が必要である両当局の管轄地域内の支店、現地法人、合併会社、駐在員事務所、その他の法人。
- d. 支店
母国当局の管轄地域内に親銀行があり、現地当局から免許を付与されている拠点。
- e. 現地法人
母国当局の管轄地域内にある親銀行に管理されているが、現地当局の管轄地域において銀行として設立されている法人。
- f. 合併会社
両当局の管轄地域での法令の対象となり、母国当局の管轄地域にある銀行が現地当局の管轄地域内で行う共同事業。
- g. 駐在員事務所
銀行業務は行わないが、銀行の利益を促進又は支援する事務所。
- h. 親銀行
両当局の関連法令に基づき、母国当局により免許（認可）を付与された法人。
- i. 母国
親銀行が免許を付与された国。
- j. 現地国
親銀行が支店、現地法人、合併会社、あるいは駐在員事務所を設置している国。
- k. 要請当局
本書簡に基づき要請を行う当局。
- l. 被要請当局
本書簡に基づき要請を受ける当局。

情報の共有

- 2.1 両当局は互いの国境を越えて活動する銀行に対する、効果的な連結ベースの監督を促進するために情報共有を行うことを認識する。そのような情報共有には、当局の認可及び免許付与プロセス、金融機関の継続的な活動の監督、問題のある金融機関への対応（免許取消しの可能性も含む）の際の連絡を含む。
- 2.2 認可及び免許付与のプロセスに関し、法令及び規則で認められる合理的な範囲において、
 - a. 要請に基づき、母国当局は申請銀行が銀行法令及び規則やその他の行政規則を実質的に遵守しているかどうか、また、組織構造や内部統制の状況を踏まえ、現地法人や支店等を、適切に管理することが期待され得るかどうかを、現地当局に通知する。

- b. 母国当局及び現地当局は、現地法人や支店等の管理職候補者の能力、適格性、経験についての情報を共有する。
- c. 両当局は監督上の規制について情報を交換する。

2.3 現地法人や支店等の継続的な活動の監督に関し、両当局は、

- a. 現地法人や支店等の業務の観点から、重大な進展又は監督上の懸念に関し、他方の当局に関連情報を提供する。
- b. それぞれの国の規制枠組みに関する情報の要請に対応し、大きな変化、特に現地法人や支店等の活動に大きな影響を及ぼす変化について相互に通知する。
- c. 現地法人や支店等に対し重大な行政処分やその他の行政措置を講じたことを他方の当局に通知する。実務上可能な範囲で、適用される法令に基づき、事前に通知する。
- d. 監督上のプロセスに関して支援するために要求され得るほかの関連情報の交換を促進する。

2.4 情報の要請は通常書面において行われる。しかし、迅速な行動が必要である場合、要請はいかなる方法でも始めることが可能だが、事後的に書面で確認する。

実地調査

3. 現地法人や支店等に実地調査を行うにあたり、両当局は以下の点を確認する。

- a. 母国当局は、現地当局の管轄地域にある現地法人や支店等への実地調査計画を現地当局に通知する。
- b. 通知の際は、その実地調査の目的と範囲を示す。
- c. 現地当局は、現地当局の監督業務の妨げとならない限り、母国当局による実地調査を許可する。許可しない場合、現地当局はその理由を明確にする。
- d. 相互に確認される場合、実地調査は母国当局単独で実施することができるが、現地当局と合同で行われることもあり得る。実地調査後、両当局間で意見交換が行われる。

情報保護

4. 両当局は、監督当局間における相互の信頼は、情報の交換が相互に信頼をもって行われる場合にのみ達成されることを認識する。情報は、合理的な程度において、開示の制限を含む関連法規に従って共有される。本書簡に基づく情報の要請は、公益又は国家の安全を理由として、又は開示することによって両当局あるいは関連する当局がそれぞれの管轄地域において

実施中の調査に支障をきたす場合には、拒否され得る。よって、両当局は以下の通り確認する。

- a. 情報を受領する当局は、受領した情報の秘匿性を保護するために全ての可能な措置を講じるよう保証する。
- b. 他方の当局から得られたあらゆる秘密情報は、適法な監督上の目的にのみ使用される。それぞれの当局は得られた全ての情報の秘匿性を保つ。この点、両当局の職員は、業務において得た全ての情報の秘匿性を保つ。
- c. 要請当局が受領した情報は、裁判所又は裁判官によって行われる刑事手続（証拠としての使用も含む）に使用されない。そのような使用が必要な場合、情報提供の要請は、刑事捜査における国際共助に関連する法律に定める手続きに則って行う。
- d. 監督上の情報や文書が機密かどうかについては情報を提供する当局が判断する。
- e. 受領した監督上の情報は、法的に強制される場合を除き、提供した当局の合意無しに開示されない。
- f. 本書簡に基づいて提供された情報を開示することが法的に強制される場合、開示を求められている当局は、どの情報について開示を求められているかを示し、情報を提供した当局と協議する。情報を提供した当局から求められる場合は、両当局の法令に沿って、情報の秘匿性を保護するよう、最大限の努力を払う。
- g. 本書簡に基づく協力が終了した場合であっても、既に受領した情報は上記の方法によって、引き続き取り扱われる。
- h. 上記の条件は入手可能な公開情報には適用されない。

継続的な協力

- 5.1 両当局は、両国における健全な銀行監督の強化を目的とし、職員研修面での協力促進を意図する。
- 5.2 両当局は、それぞれの管轄地域における現地法人や支店等を維持する銀行に関する事項を議論するため、適切な頻度で会議を行う。

その他の事項

- 6.1 本書簡に基づく協力は、両当局によって署名がなされた日から開始する。本書簡に基づく協力と支援は、他の方法で行うことが確認された場合を除き、一方の当局が書面により、本書簡に基づく協力と支援の継続を停止する意図を通知してから 30 日後まで継続する。
- 6.2 本書簡の条件は両当局の相互の合意によって修正される。

- 6.3 他の方法で行うことが確認された場合を除き、それぞれの当局は本書簡に基づく協力による出費を独立的に負担する。
- 6.4 関係する連絡先は、本書簡の別添にて示されている。両当局は別添の更新については遅延なく相互に通知する。
- 6.5 本書簡の内容の解釈について議論が生じた場合、両当局は交渉と協議による解決に努める。
- 6.6 本書簡には署名された英語の原本が2つあり、それぞれの当局が1つずつ保管する。この書簡で定められた方法に従って強化された協力が、金融庁とCBIの相互に有益な関係につながるものと確信している。

敬具

神田真人
参事官
金融庁
日本国政府敬具